

原告団

ニュース130号

目 次	
・裁判報告	1~10
・準備書面(186)要約	10~11
・総会雑感	12
・再処理工場26回目延期の可能性	12
・原告団総会報告	13
・2021年度会計報告	14
・核燃を巡る動き	15
・お知らせなど	16

次回裁判 2021年12月24(金) 午後1時30分～ 青森地方裁判所 円卓会議
午後2時～ 青森地方裁判所 口頭弁論

裁判報告

第1 最近の核燃情勢について

代表(弁護士) 浅石 紘 爾

1. 河野太郎氏総裁選立候補の影響

2021年9月29日の自民党総裁選で再処理反対(撤退)論者の河野太郎氏が黨員票では高い支持を得ていたのに落選してしまいました。

私たちも、ひょっとしたら六ヶ所再処理は原発ゼロ法案の成立や核燃裁判の勝訴を待たずに、廃止の政治的決定が出るにではないかとひそかに抱いた淡い期待は、あえなく決選投票で潰えてしまいました。

しかし、岸田内閣の寿命次第では河野首相の目が全くなくなった訳ではありません。私自身、河野氏の政治信条やイデオロギーはよく知りません。麻生派というのはいただけないなあと思っているくらいの認識しかありません。

しかし、河野氏の再処理反対、原発新増設反対の主張は一貫しており、青森市での講演会(2004年5月)やプルトニウム政策国際会議(2017年)でも、再処理の不要性を明言しています。反対の理由は、六ヶ所再処理のプルトニウムには使い道がない、巨額の事業費がかかるという正論を展開しています。

楽観論あるいは希望的推測とのそしりを

覚悟の上で述べるならば、河野氏が再処理撤退論を公約にするにあたっては、電事連の暗黙の事前了解をとっていたのではないのでしょうか。

撤退論の根拠が再処理事業費の巨額化(再処理+MOXでほぼ17兆円)にあることは前述のとおりですが、電事連は昔から再処理には消極的でした。工場竣工に伴う巨額な事業費が、電力会社経営の大きな足かせになることが分かっていたからです。

再処理事業費 14.4兆円
安全対策工事など 500億円増
機構が試算

使用済み核燃料の再処理事業を担う国営法人使用済み核燃料処理機構(青森市)は20日、業務完了後の再処理工場(六ヶ所)が着工から40年間の稼働(原状回復)に要する経費が前年より約千億円増え、約14兆4400億円に上るとの試算を公表した。新増設設備に反対する全対再処理の増強が背景。試算の公表が始まってから年連続の増加で、今後さらに膨らむ可能性もある。

機構は毎年、最新の状況(原燃が半自動客のり2万トン)を踏まえた原燃の審査申請(年度上期に1年先送りした)をもとに、維持修理費や修繕費が増加した。最新の経済指標を踏まえて、安全対策工事費が約7400億円増え、約9800億円となった。再処理工場が昨年7月、新規規制基準の適合性審査に合格したことから、重大事故対策や廃棄物処理の追加工事費を反映したという。増額は約1600億円。完全自動型で建設費が約増の約7兆6000億円。

2100億円増する一方、経費削減で稼働費などを約1000億円減額できると見込まれた。大幅な増減を受け、青森県庁で開いた機構の任務説明会では、社団法人の再処理事業は「社団法人の使命として、安全確保のために必要経費を投入し、原燃はコスト管理のより一層の改善・充てんを求めたい」と述べた。

MOX燃料加工事業の業務委託、原燃集積を非営利法人に委託する方針も発表された。

2021. 6. 26 デーリー東北

河野首相が誕生すれば、この負担を軽減できます。電事連が工場竣工を目前にして公に撤退論を支持できないのは当然としても、逆に正面切って河野批判をすることなく河野氏もフリーな発言を繰り返してきた背景には、電事連の上述した思惑があるからではないかと推測しています。

それに対して、岸田氏は、原発稼働のため使用済燃料の再処理は必要という従来型の主張。サイクル撤退によってプルトニウム蓄積が進むと外交問題に発展することを理由に掲げています。しかし、この論理は、六ヶ所再処理工場が本格稼働すれば年間6.7トンのプルトニウムが累積していく事実を忘れたものです。岸田氏の核燃音痴をさらけ出した一幕でした。

総選挙で自民党が勝利すれば、核燃積極推進の甘利幹事長、萩生田経産相、山際経再相らが事実上ブレーンとなって原子力政策の舵取りを進めていくことでしょう。その意味で今後の反核運動には厳しい局面が予想されますし、規制当局に対する締めつけ（原発再稼働、新增設の推進）も強化されていくことでしょう。

総選挙は河野氏の敗北に終わりましたが、この選挙を通じて政権党の中にも再処理に反対する有力議員がいるということ、反対理由に合理性があることを、多くの国民が知ることができたという点で少なからぬ影響を残した選挙だったと思います。

他方、政権交代を狙う立憲の枝野党首は、河野発言に関連してコメントを出さず論争を避けました。

原子力政策は国政の重要課題の一つなので、自民党内から発信された再処理是非論は、原発ゼロ・再処理廃止を論ずる絶好のチャンスだったのに、連合に遠慮してか腰が引け、「見送り三振」の結果に終わったのは、立憲の本気度を疑わざるをえません。

2. 高レベル最終処分問題

北海道寿都町では高レベル廃棄物の最終処分地選定をめぐる町長選挙は残念ながら、二百数十票差で反対派候補が敗れてしまい、高知県東洋町の選挙の再現は叶いませんでした。今後の住民投票での勝利を期しましょう。



2021. 7. 21 東奥日報

青森では、原告団などの市民団体、生協、労働組合が中心になって県の内外に発信して「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない条例」制定の署名運動を行っています。コロナ禍の中で、思うように進んでいません。

対面して署名の目的や県条例制定の意義を十分に説明することができず、職場や街頭での活動が大幅に制限されるからです。署名の提出は来年の9月議会ですので、まだ時間はあります。議会で条例が制定されると、六ヶ所再処理はストップせざるをえなくなります。これ以上高レベルガラス固化体を作ると最終処分場の目途が立たない

状況下では条例違反になるからです。再処理が止まれば使用済燃料の貯蔵容量を超える原発の稼働は不可能となります。その意味で、青森県を最終処分地にしない、もしくは事実上の最終処分地化を許さない条例制定運動は、青森県の問題にとどまらず、全国的な脱原発運動と連動しています。原告団の皆様の一層のご協力をお願いいたします。

第2 再処理裁判—9月24日の 法廷報告

1. 難航必至の設工認

(1) 再処理設工認の申請状況

当初の基準地震動（揺れの強さ）が450Galから1.5倍の700Galに引き上げられたことに伴って、工場の設備・機器の耐震力強化に迫られた日本原燃は、適合性審査に合格したのを受けて、本格操業に必要な次の手続きである設計及び工事の計画の認可（設工認）申請を行いました。



高レベル廃液濃縮缶

ところが、設工認の対象機器を調査したところ、アクセス困難により実物検査できないものが5,300件もあることが判明し、その中にはアクティブ試験で高度に放射化したレッドセル（例えば高レベル廃液の処理、貯蔵設備や廃液が流れる配管など）が

含まれているため、耐震補強工事ができない事態となりました。

そのため、日本原燃は、設工認の申請を一度にまとめて出せず、9分割申請することになりました。使用前検査を行う規制委員会も匙を投げたような対応をとっており、いつ審査が終了できるかは全く不透明な状態にあります。

日本原燃が予定している2022年の竣工は100%無理で26回の延期発表となることでしょう。

電事連の見積もりによると、再処理工場の総事業費約14兆円の内、運転保守とその他の諸経費は約40%の5.68兆円なので、工場は動かなくても莫大なコストが無駄に消えてゆくこととなります。

(2) 原告団の求釈明（基準地震動と補強工事）

原告団は、上記のような状況を踏まえて、前回（6月18日）の法廷で被告に対し、釈明を求めたところ、被告から今回次のような釈明（回答）がなされました。

要するに耐震補強工事は設工認段階の問題であって、本件裁判の審理対象（基本設計）外であるから、釈明に答えないというものです。

求釈明に対する回答書

1. はじめに

原告らによる求釈明は、「本件再処理施設にかかる全ての既設の建物・構築物および既設の設備（機器・配管類）の耐震安全性について、700Galの基準地震動Ssに耐えられるかどうかを事業変更許可の段階で確認する必要がある」との前提に基づくものである。しかしながら、策定した基準地震動を基にした施設の詳細設計等に関する事

項（耐震補強の要否や点検方法を含む。）は、基本設計ないし基本的設計方針に関する事項に当たらない。

したがって、かかる前提に基づく原告らの求積明事項に対しては、本件指定処分又は本件事業変更許可処分の違法性が争点となっている、本件旧訴訟及び本件新訴訟（以下、本件旧訴訟と本件新訴訟を併せて「本件各訴訟」という。）のいずれにおいても、争点との関連性が認められないから、回答の要を認めない。

以下、念のため、個々の求積明事項について、回答の必要がないことを述べる。

2. 令和3年4月20日付け求積明書第1の求積明事項1について

(1) 求積明事項

原子力規制委員会及び原子力規制庁は、700Galの基準地震動Ssへの既設の設備の対応状況について、事業変更許可申請の審査の段階で日本原燃からどのような説明を受けたのか、説明内容と提出資料を明示されたい。

(2) 回答

前記求積明事項は、本件再処理施設が700Galの基準地震動Ssに耐えられるかどうかについて、事業変更許可の段階でどのように審査したかを明らかにするように求めるものである。しかしながら、前記のとおり、かかる事項は、基本設計ないし基本的設計方針に関する事項に当たらず、本件各訴訟における争点との関連性は認められないから、前記求積明事項に対する回答の要を認めない。

なお、念のために付言するに、原子力規制委員会では、事業変更許可申請の審査の段階における適合性審査会合やヒアリングの際に日本原燃が提出した資料及び議事録を原則としてすべて公開しているところである。

3. 令和3年4月20日付け求積明書第1の求積明事項2

(1) 求積明事項

前記2(1)の日本原燃からの説明におい

て、事業変更許可申請に係る700Galの基準地震動Ssによって既設の設備がどのように応答すると解析されているのか。

ア、建物・構築物、屋外重要土木構造物それぞれについて、部材、評価の位置、発生応力度、評価基準値、荷重の組み合わせケースなど評価内容を、あますところなく明らかにされたい。

イ、各機器・配管系について、設置されている建屋、評価対象設備、耐震分類、評価部位、応力分類、発生値、評価基準値、評価方法など評価内容を、あますところなく明らかにされたい。

(2) 回答

前記求積明事項は、いずれも、変更した基準地震動を前提として、本件再処理施設の設備がどのように応答すると解析されたかという解析内容を明らかにするように求めるものである。しかしながら、かかる事項は、基本設計ないし基本的設計方針に関する事項に当たらず、本件各訴訟における争点との関連性は認められないから、前記求積明事項に対する回答の要を認めない。

4. 令和3年4月20日付け求積明書第2について

(1) 求積明事項

ア、日本原燃から、事業変更許可申請にあたり、「耐震補強を要しない」との説明があったのか。あったのなら、その時期、内容、提出資料を全て明らかにされたい。

イ、例えば、耐震安全評価の計算に際して、重要なパラメーターの変更があったとか、計算手法を変更したとか、評価基準値の変更があったなどがあれば、そのすべてについて、説明の内容とその根拠につき明らかにされたい。

ウ、被告としては、事業変更許可申請の審査にあたり、「耐震補強を要しない」と判断したのか。そう判断したのなら、日本原燃の説明について、どのような検討を行った上で、そのような判断に至ったのか。その判断の過程及びその根拠を、説明資料を添付して明らかにされたい。

(2) 回答

前記求釈明事項は、いずれも耐震補強の要否に関する事項に当たらず、本件各訴訟における争点との関連性は認められないから、前記求釈明事項に対する回答の要を認めない。

5. 令和3年4月20日付け求釈明書 第2について

(1) 求釈明事項

ア、仮に、上記審査段階で耐震補強工事が必要な既設の設備が出てきたとして、それが人の立ち入ることができないレッドセル内に設置されている場合には、どういう改造・補修手順、工法で耐震補強工事をするのかということについては、基本的な設計の一部として事業変更許可の段階できちんと審査すべきものであると考えるが、被告の見解いかん。

イ、前記部分について、どういう審査がなされて、どういう判断がされたのかという点について、審査資料を添付の上明らかにされたい。

(2) 回答

前記求釈明事項は、いずれも具体的な耐震補強工事の方法に関する事項であり、基本設計ないし基本的設計方針に関する事項に当たらず、本件各訴訟における争点との関連性は認められないから、前記求釈明事項に対する回答の要を認めない。

6. 原告ら準備書面(185)について

(1) 求釈明事項

ア、危機に対するアクセスについて

(ア)本件施設においてアクセス困難な箇所はあるか。あるとすればどのような箇所か説明されたい。

(イ)セル外でアクセス困難な箇所にはどのような箇所が含まれるか。

(ウ)建屋と建屋間を結ぶ配管が敷設されている洞道にはアクセスが可能なのか。

(エ)アクセス困難である理由は何か、場所ごとに説明されたい。

(場所が狭いために入ることができない、放射能汚染が高線量であるため、その場所が高温であるため、その他)

(オ)アクセス困難である理由が放射能汚染が高線量であるための場合には、実際の汚染の程度がどれほどであるのか明らかにされたい。

イ、アクセス困難な箇所についての点検方法の成立性について

(ア)アクセス困難であるが、セルの窓などから目視点検できる個所はどれくらいあるのか。どれくらいの精度で目視は可能なのか、また、目視のみで強度等のチェックが十分と考えるか説明されたい。

(イ)困難であり、目視も困難な箇所について点検計画書などの書面だけの審理で安全性を確認することは不可能であると考えるが、規制委員会はこのような荒唐無稽な方法を認めるつもりはあるか。

(ウ)アクセス困難な箇所については、ロボットなどの遠隔点検システムが採用されるべきであると考えるが、遠隔点検システムの開発の実情について、今後の審査の過程で明らかにするつもりはあるか。

(2) 回答

前記求釈明事項は、いずれも本件再処理施設の機器に対する点検を前提とした危機へのアクセスに関する事項であり、基本設計ないし基本的設計方針に関する事項に当たらず、本件各訴訟における争点との関連性は認められないから、前記求釈明事項に対する回答の要を認めない。(終)

(3) 回答書に対する再度の求釈明

(伊東代理人)

①耐震補強工事の成否は、まさに施設の安全性の根幹を左右するものであり、設備・機器が700Galに耐えられるかどうか、裁判の対象外という被告の論法は誰が考えても不合理です。既に作られている工場が基準地震動に対応できるかどうかは、基本設計の問題というべきです。そこで、伊東代理人が法廷でその点を追及したところ、裁判所がその点についての意見を文書で提出してほしいと要望し、次のような再度の求釈明(レッドセル内での耐震補強工事の可否等について)を提出しました。

②求釈明書 2021. 10. 6

第1 被告の釈明の趣旨について

1 被告の釈明内容

被告は、令和3年9月17日付の「求釈明に対する回答書」において、耐震補強の要否に関する事項は基本設計に含まれないとしている。

2 被告の釈明の趣旨についての求釈明

個々の機器等について耐震補強を要するか、具体的にどのように耐震補強するかということは詳細設計に属するといえるが、被告は、本件再処理工場においては実放射性廃液を用いたアクティブ試験が実施されている結果、放射能レベルが高くて人が立ち入れないいわゆる「レッドセル」内で、①補強工事が現実的に技術的に可能であるのか、②アクセスできない箇所が多数に上るにも関わらず耐震補強の要否を判断できるのかについても、基本設計に属さず、釈明の要はないとするものか、明らかにされたい。

第2 被告による基本設計の審査に

おける実現可能性の審査方針について

1 被告の審査方針についての求釈明

被告は、事業者の申請する基本的設計方針が技術的におよそ不可能なものである場合であっても、可能かどうかは設計及び工事計画認可で審査するとして、技術的に可能かどうかは審査することなく事業指定あるいはその変更許可を行うという審査方針をとっているのか否か、明らかにされたい。

2 被告の釈明と審査方針の関係について

上記の点について、技術的に可能か否かについて審査し、およそ不可能な基本的設計方針や荒唐無稽な基本的設計方針を事業者が申請した場合は事業指定ないしその変更許可をしないという審査方針をとっている場合、それにも関わらず、人が立ち入ることができないレッドセル内での耐震補強工事が技術的に可能であるかを審査判断することなく本件変更許可を行ったとする被告の釈明がその審査方針とどのように整合

するのか説明されたい。

第3 本件変更許可の適合性審査について

1 本件変更許可あるいは福島事故後の適合性審査における被告の方針について

被告は、本件変更許可における適合性審査において、重大事故対応でも作業員の対応についてアクセスルートを確認し、現場までの移行や作業の所要時間や作業員の分担を確認し、さらには実施訓練まで審査で検討している。被告は、福島原発事故後の適合性審査では、現実的に可能かどうかを審査するという方針ではなかったのか、この点に関する被告の審査方針を明らかにされたい。

2 運転中の保守点検が可能な設計と基本設計上の要求について

今回の変更許可に関する安全審査書（乙A第53号証）でも、重大事故等対処設備については「本件再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査を実施できる設計とすること」が基本設計上の要求事項とされている（甲A第53号証225ページ）。この点から見ても、保守点検が可能な設計であるか否かは基本設計に属すると被告は判断したのではないか。その点について明らかにされたい。

3 本件変更許可時の審査と被告の釈明の関係

耐震補強工事が現実的に技術的に可能か否か、補強工事が可能な設計とするか否かが基本設計に属さないとする被告の釈明は、これらの本件許可の際の被告の審査とどのように整合するのか、説明されたい。

第4 基本設計と詳細設計の区分、判別について

1 判断の根拠と基準について

被告は、再処理施設の設計において、それが基本設計に属するのか詳細設計に属するのかを、いかなる法令上の根拠に基づき、何を基準に判別しているのかを明らかにさ

りたい。

2 判断の時期

被告の主張する基本設計の範囲は、法令により予め決定・特定されているのか否か、基本設計の範囲の判断はいつ誰によってなされるのかを明らかにされたい。(終)

③本件施設が基準地震動(700Gal)に耐えられるかどうかは、施設近辺の活断層(六ヶ所断層、大陸棚外縁断層など)の有無、地震の大きさ(M)の判断と併せて、本件再処理裁判の勝敗を決める、いわば天王山ともいべき重要争点です。裁判所は被告の回答に強い関心を寄せていると思われまので、次回(12月24日)の口頭弁論が待たれるところです。

2. 被告の裁判引き延ばしと 渡辺満久証人申請

(1) 被告準備書面(1)を提出

被告国が準備書面(1)を提出して、再処理新訴の主張(請求原因)に対する認否を行いました。147頁にわたる長大なものですが、頁数の割には、木で鼻を括ったような形式的な認否に終わっており、原告団がこれまで再三にわたって要求してきた重要争点に対する実質的反論はなされませんでした。規制委員会の審査終了次第行おうとの約束はここでも守られず、被告の露骨な裁判引き延ばし工作は続きます。

(2) 原告団の抗議と裁判長の決定

このような被告の不誠実な訴訟対応に対して、弁護団から激しい抗議と訴訟促進の訴訟指揮を行うべきであるという意見を述べたところ、被告はこれから10回にわたって反論を行うと具体的なスケジュールをようやく口にしました。第1回目は航空機落下事故に関する準備書面を提出するそうです。

しかし、そんな悠長な進行は許されないと強く批判したところ、裁判長から原告団の意見を文書で出すようにと勧告が出され、下記のような「訴訟進行に関する意見書」を提出しました。併せて渡辺満久東洋大学

教授の証人尋問申請を行いました。

次回(12月24日)法廷で出される裁判所の見解(被告の怠慢を許すのか、早期結審か)が注目されます。

3. 訴訟進行に関する意見書

2021.10.8

第1 意見の主旨

1. 原告らの主張に対する被告の反論は、今後2口頭弁論期日以内に終了するよう被告に指示されたい。

2. 仮に前項の措置がとられることなく3回以上の期日を要するとした場合には、その回数はできる限り少なくし、早期に、指定された口頭弁論期日の弁論終了後引き続き証人調を実施されたい。

3. 原告ら申出にかかる渡辺満久証人の尋問については、採用のうえ、尋問期日は既に指定されている2022年(令和4年)3月4日に指定されたい。

第2 意見の理由

1. 本件訴訟の遅延状況とその原因について

(1) 本件取消訴訟(平成5年(行ウ)第4号。以下「旧訴」という)は、平成5年12月3日提訴され、100回を超える口頭弁論を重ね、原子力訴訟では他に類を見ない超長期裁判の様相を呈している。

その原因の一つには、再処理工場が抱える専門性、争点の複雑性が挙げられるものの、最大の原因は、被告側の訴訟活動の遅延及び怠慢に帰すると言っても過言ではない。

その経緯の一端を例示すると以下のとおりである。

① 旧安全審査及び適合性審査の違法性、無効性にかかる原告らの主張に対する実質的反論を何ら正当な理由もなしに怠り訴訟の空白を作ってきた。

② 耐震設計の見直し(バックチェック)期間中、被告は何らの訴訟活動を行わず、休眠状態で貴重な審理時間を空費してきた。

③ 東日本大震災による福島第一原発の大

事故発生を機に本件再処理工場に係る新規規制基準が制定され、本件再処理事業の変更許可申請がなされるに及び、被告原子力規制委員会による適合性審査に実に6年半もの歳月を要した。被告はその間、原告ら準備書面に対する反論は、適合性審査中であるから行えない、審査終了後に反論準備書面を提出すると法廷で誓約、明言した。

その間被告がやったことと言えば、新規規制基準の解説で時間稼ぎに終始した。

- ④ 2020年（令和2年）7月29日本件変更許可が出されたことに伴い、原告らは変更許可取消訴訟（令和3年（行ウ）第1号。以下「新訴」という）を提起したが、被告はその後2回の口頭弁論期日を経たにも関わらず、上記誓約に違反し準備書面（1）で旧訴準備書面の要約である新訴請求原因に対する形式的認否を行うのみで、従前の原告ら主張に対する反論を行わなかった。

旧訴と新訴は併合されたが、原告ら主張の取消事由は旧訴・新訴とも内容的にはほぼ同じであるから、被告は審査終了後の1年半近い期間があったにもかかわらず反論書作成をすることなく放置してきたことになる。

2. 被告の今後の予定と結審時期について

- (1) 被告は、2021年9月24日の口頭弁論期日において、今後の立証計画を問われ、次回以降10期日にわたって、下記の争点につき、順次反論の準備書面を提出予定であると答弁した。

記

- ① 航空機落下
- ② 石油備蓄基地の火災・爆発
- ③ 地震・地盤
- ④ 平常時被曝
- ⑤ 重大事故・内的要因＝事故選定・シークウェンスの適切性
- ⑥ 重大事故・外的要因＝航空機テロ
- ⑦ 立地審査基準
- ⑧ 火山噴火
- ⑨ 技術的能力
- ⑩ その他：本訴の対象外だが原告の

主張に鑑み説明する論点

（レッドセル問題、平和利用目的、経理的基礎）

- (2) 10期日にわたる反論は、期日が順調に推移しても、現在の年間4開廷の実情に照らすならば、完了まで約2年半の長期間を要することを意味する。

この反論書に対して、当然行う原告らの再反論の時間も加算すると、最終的な主張整理までの所要期間は4, 5年程度を覚悟しなければならないことになる。

その後証人調が実施されて最終弁論を経て結審となるが、それまでの期間は最低でも3年間、証人の人数次第では5年間で予定しなければならない。

そうなると本訴訟は旧訴提起から結審まで、一審段階で実に40年近い歳月を費やす結果となりかねない。

(3) 訴訟遅延の背景

再処理事業者日本原燃は、本件施設の竣工予定を25回に渡り変更した挙句、2022年（令和4年）上期（4月～9月）とした。しかし、目下申請中の設計及び工事の計画の認可（設工認）時期は全く不透明な状況にあって、上記竣工予定時期の26回目の変更は必至とみられている。

かつては国策民営と呼ばれていたが、使用済燃料再処理機構の設立により今や国策国営に変貌した六ヶ所再処理事業はあらゆる面で破綻状態にあるが、国と事業者は工場の竣工式だけは挙げて面子を保つことに腐心し、竣工前の敗訴判決による本件施設の廃止措置だけは絶対に避けることを至上命題としている。

本件訴訟の引き延ばしの背景には、このような事情があることに留意されたい。

3. 反論の時間制限を

(1) 被告提案批判

反論に今後10期日を要するという被告の提案は決して容認されるものではないし、容認してはならないものである。

被告には、適合性審査終了後、原告らの主張に対する反論に十分な準備期間が保障されていたことを忘れてはならない。

この提案は、自らの怠慢を棚に上げ、裁判

迅速法の趣旨を真っ向から否定するもので、司法（裁判）を著しく軽視し、更なる裁判の引き延しを図ろうとする試みであって到底受け入れ難いものと言わざるをえない。

(2) 反論期日はせいぜい2期日で完了するようにすべきである。

被告は、事務局である原子力規制庁に事務処理をさせることができる（原子力規制委員会設置法27条）。

規制庁は豊富な人的、物的資源に恵まれているうえに、本件適合性審査中に本訴の争点についての知見を十分に蓄積してきたはずである。

よって、被告は上部機関として、規制庁に対し、原発の再稼働等の審理を中断して、総力を挙げて短期間に上記反論を仕上げるよう強く指示、指導すべきである。規制庁の事務処理能力をもってすれば、それは決して無理を強いる措置ではない。

4. 証人調実施の必要性について

(1) 通常の手続きに従うならば、当事者双方の主張・立証が全部出揃った段階で争点整理が行われ、証人調べが実施される場所であるが、本件訴訟のように、長期化した異常（法律違反）状態においては、審理を正常な状態に引き戻す措置が講じられなければならない。

(2) その解決策の一つとして考えられるのは、全ての争点が出揃い争点整理がなされる前であっても、当事者双方の主張・立証が出揃った個々の争点について先行的に順次証人調べを実施すべきである。

証人尋問は、指定期日に行われる弁論終了次第（時間的制約を考えると準備書面の口頭陳述もしくはプレゼンは省略もありうる）実施する。この期日で原告側申出にかかる証人調べが終了しない場合には、別期日を指定して実施することになるが、できれば1日で主尋問、反対尋問を終わらせることが相当である。陳述書が事前に提出されれば、1期日証人1名の尋問完了は可能と考える。

以上のような訴訟指揮がなされることは、「適正かつ迅速な審理の実現のため」（民訴法1条7の2）有効であり、ひいては「訴訟手続の計画的な進行を図ることになり」訴訟経済にも適うものであると同時に、訴訟の著しい遅れを解消するために必要な措置と言うべきである。

5. 原告らの訴訟進行に関する具体的提案について

(1) 原告らが、多岐にわたる争点の中で、特に重要と判断している争点は下記7項目であり、ア、イ、ウ、エ、オの争点については、現段階において証人申請の準備が整っているか、証人候補の人選が進んでいる。

ア、活断層評価の誤り—大陸棚外縁断層と六ヶ所断層の活動性の見落とし

イ、基準地震動策定の不備—本件施設は基準地震動700Galに耐えられない

ウ、火山噴火対策の不備—十和田カルデラ噴火の危険性

エ、航空機墜落の危険性—航空機墜落確率評価の誤りと墜落対策の不備

オ、重大事故対策の不備

カ、平常時被ばくの危険性

キ、立地評価の欠落と実効性を欠く避難計画

(2) 原告らは、9月24日の口頭弁論期日において渡辺満久証人尋問の証拠申出を行った。

立証趣旨は、上記証拠申出書記載のとおり、六ヶ所断層の活動性の有無、地震動の強さ、基準地震動策定の是非などである。

本来の立証責任論から言えば、被告側がまず本件審査基準と判断の合理性を証明すべきであるが、「六ヶ所断層」にかかる上記論点については、双方の主張・立証は現時点で出尽くしていると解されるから、原告申請の証人採用には何ら問題はないと思料するところである。

同じようなケースは、審理の空白を埋める対策として、旧訴時代（平成19年3月2日）に臨界事故関連で内藤倅孝証人を採用し尋問を行った前例がある。

被告の渡辺証人に対する反対尋問も同一期日終了させることが相当である。

(3) 同証人の証人尋問期日は、予定されている次々回の口頭弁論期日である2022年（令和4年）3月4日を指定されたい。（終）

4. 準備書面（186）笹田隆志氏担当 —実効性のない六ヶ所再処理工場の避難計画（その2）

準備書面（179）の続編ですが、内容は73頁に及ぶ力作で、六ヶ所村、東通村を中心とした現地での事故時避難対策が実効性を欠いていることを、具体的かつ詳細に論じています。要約は別稿掲載（11, 12頁）しています。

準備書面（186）要約

—実効性のない六ヶ所再処理工場の 避難計画（その2）

青森市在住 事務局員 笹田隆志

1 福島第一原発事故の概要

- (1) 福島第一原発事故のあり得た最悪のシナリオは、東北更には東日本壊滅というものだった。
- (2) 福島第一原発事故により、セシウム137（半減期30年）は、今後100年以上にわたって放射線を発し続け、人々を被曝させる。

2 福島第一原発事故の際の住民避難の混乱

- (1) 政府は根拠に乏しい避難指示を発出し続けた。
- (2) 住民の避難行動は、①原発事故と知らされずに避難したことによる混乱、②大渋滞により避難が進まなかった、③機能不全に陥ったバスによるピストン輸送等で混乱した。
- (3) 災害時要援護者の「避難」が不十分であったため、多くの人命が失われた。また健康被害をもたらした。
- (4) 防護策として機能しなかったのが安定ヨウ素剤の配布と服用（タイミング）であった。
- (5) 複合災害（地震・津波）に備えた防災体制が不備であった。
- (6) 福島第一原発事故の避難が遺した教訓（①避難計画の実効性②避難訓練の実施、③避難場所の確保・資機材の準備、社会的弱者の避難対策④防災計画策定への国の自治体への支援）が政府事故調より託された。

東海第二原発の運転差止め判決が、避難計画の不備を理由としたことから、規制委員会の審査対象とされなかったものの、看過できない争点というべきです。

第3 次回裁判のお知らせ

◆次回は12月24日（金）

午後1時30分～ 進行協議

午後2時～ 口頭弁論

◆次々回（予定） 2022年3月4日（金）

◆次々々回（予定） 6月17日（金）

傍聴をよろしく願いいたします。

（傍聴券は午後1時過ぎに交付予定です）。

3 東北地方太平洋沖地震の際の六ヶ所再処理工場

- (1) 六ヶ所再処理工場にとっても「想定外」だった東北地方太平洋沖地震と津波
- (2) 危うかった六ヶ所再処理工場の電源設備。外部電源は全喪失した。
- (3) 六ヶ所再処理工場が過酷事故を免れたのは単なる幸運（非常用ディーゼル発電機が地震や津波の影響を受けることなく起動）だった。
- (4) 六ヶ所再処理工場で過酷事故が起きていたら避難に伴い大混乱がおきていた。

4 法は実効的な避難計画の策定を要請している

- (1) 原子力基本法及び原子力規制委員会設置法が避難計画の実効性を要請している。
- (2) 避難計画の実効性は自治体の責務とし、稼働にあたり、規制委員会は避難計画の実効性を審査していない。
- (3) 原子力災害対策指針は地方自治体の避難計画に実効性を求めている。
- (4) 避難計画の実施可能性が審査されるべきだった立地審査において、確立された評価基準の深層防護第5層・発電所外防災対策は審査対象外とされた。
- (5) 「事前防災義務」（大川小学校訴訟控訴審判決及び同事件最高裁判決）は六ヶ所再処理工場の原子力災害に関する避難計画の事前防災義務にもあてはまる。
- (6) まとめ（真に実効性のある避難計画を策定する義務が青森県と六ヶ所村にある）。

5 六ヶ所村と県の広域避難計画は実効性がない

- (1) 交通渋滞で5 km圏内を脱出できない、避難所にもたどり着けない（実効性が欠けている第1の理由）。①一時集合場所の交通渋

- 滞、②検査所による交通渋滞、③受付ステーションによる交通渋滞、④避難所の駐車場不足による交通渋滞、⑤路上での車中待機可能時間オーバー。
- (2) 複合災害等で避難先自治体が受け入れを拒否した場合でも、その避難先自治体の受付ステーションまで行かなければ二次避難先を指定してもらえない仕組みになっているため、結果として避難者は二次避難先を指定してもらえないことができない（実効性が欠けている第2の理由）。①受け入れを拒否された避難先自治体に行くこと自体ありえない、②受付ステーションの立ち上げが困難。
 - (3) バスの確保と手配ができない（実効性が欠けている第3の理由）。①バスの確保の困難、②手配も困難、③手配の実行責任者が不在、④バスの添乗員（村の職員）の確保と手配に手がついていない。
 - (4) 病院・高齢者施設・障害者施設の入院患者・入居者の避難が困難（実効性が欠けている第4の理由）。①有床診療所等の入院患者の搬送先と搬送手段が確保されていない、②高齢者施設・障害者施設の入居者の搬送先と搬送手段が確保されていない。
 - (5) 村の行政機能の移転先（代替施設）が確保されていない（実効性が欠けている第5の理由）。
 - (6) オフサイトセンターが機能しない（実効性が欠けている第6の理由）。①広域避難におけるオフサイトセンターの役割と実行責任が明確でない、②オフサイトセンターが機能しない（第2オフサイトセンターも同じ）。

- (7) 安定ヨウ素剤緊急配布ができない（実効性が欠けている第7の理由）。①配布場所が一時集合場所と検査所であれば服用すべきタイミングに服用することができない、②医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で配布することができない、③配布及び服用の必要性を判断し、指示を下すオフサイトセンター内の現地対策本部がいつ立ち上げられるか不明である。

6 実効性欠如の理由（まとめ）

- (1) 避難者の視点を欠き、避難させる側の視点のみで計画を作成した。
- (2) 現場調査を欠いた。
- (3) 設計ミスを放置した。
- (4) 県が現場責任を果たそうとしない。
- (5) 福島第一原発事故の教訓を反映させていない。

7 実効性の欠いた計画（村と県の事前防災義務違反）は避難者を危険かつ一層困難な状況に追い込む

実効性のない避難計画に従わせることは、避難者に危険かつ一層困難な避難を強いることになる。そして、その間、避難者は放射線に曝され、生命・身体に深刻な被害をこうむる可能性がある。

- 8 村と県の避難計画は、事前防災義務に違反し、違法である。
- 9 避難計画の実効性を無視した再稼働の同意は違法である。



図4-7 避難所位置及び主な避難経路図（内閣府作成 東通地域原子力防災地図を加工）

総会雑感

弘前市在住 千葉 仁子

さて、今総会はコロナ禍のためZoom会議で行われた。私はスマホは持っているものの、Zoom会議はできない。原告団副代表に総会で決まった佐原若子さん宅に来るようお誘いを受け出掛けた。

佐原さんを含め男性2名と私の4名が集合し、会議に参加した。他用のため30分遅刻したので、浅石代表の挨拶は聞けず、澤井正子さんの司会ということで、事前に配られていたプログラムで会議は進められていた。

残念ながら、私は裁判のときもそうだが、内容が専門的で、後日資料を読み返さないと、直ぐには理解できないことが多い。

核燃事業の問題点を暴きだすための弁護士の方、有志の方の地道な研究の深さに、毎回

感心する。それを黙って聞いてそっけない事業者側の態度には虚しさを感じている。

真面目に傾聴する格好は一応つけている。しかし、安心・安全を論争する気はさらさらなく、核燃は不退転の決意で取り組むという方針に従って、ただ相手をするといった風だ。

私はとにかく“枯れ木の山の賑わい”で、裁判、総会に参加している。それは、参加することが、核燃を拒絶する一つ意思表示だと思っているからだ。

今年9月で80歳になった私は、今後の子どもたちに、核の放射能惨事を残したくない。戦争も、環境破壊も無い未来をと願うからだ。社会学者のダグラス・ラミス氏に30年位前に出会った際、「核燃は止まるでしょう。しかし、事故が起こってからでは遅すぎます」との言葉が忘れられない。

(2021. 11. 5 記)

再処理工場26回目延期の可能性

事務局長 山田清彦

10月28日、日本原燃の増田社長の定例記者会見があった。設計・工事計画の1回目の認可申請について、当初9月に補正書を提出するはずが延び延びになって、現在は12月に補正書提出に向けて準備をしているそうだ。残り2つをこれから出すということだが、最低限安全対策工事に3か月かかると明言していたので、6月までに合格を貰わなければ22年上期には間に合わない。

社長の頼みの綱は、既に規制をクリアした原発を統括した電力会社なのだが、これが曲者なのは、原発と再処理は構造とか様々な部分で違う。それなのに、彼らを当てにするしかないのが、日本原燃スタッフの技術力不足ということだ。

大体、日本原燃の社長は3年位が交代時期になるので、増田社長もそろそろ交代時期と思える。社内的には、ゴルフコンペを積極的に薦めた社長というくらいの評価があるかもしれない。後は、「日本原燃の社員は机の上で仕事をするので、現場に出るように指導した」

と言うが、広報担当からは「そうではない」とダメ出しが出たりしている。

以上の状況を踏まえるなら、浅石代表が予想するとおり、26回目の延期が現実味を帯びる。しかも、断層問題については原子力規制委員長更田氏が時間掛かりそうだ、「ざっと見て9年位とか？」と言いだす様子がビデオに映っていたが、そんなには掛からないみたいな議事録が公開されている。しかも、フルMOX原発の大間の方が、今650ガルだったのを800ガルを超えて認定する動きもあり、これが確定したら700ガルの処理工場も底上げすべきとなるかもしれない。

六ヶ所再処理工場のプルトニウムを一番消費するのが大間原発と期待されていたが、大間原発の基準地震動の底上げとなれば、再処理工場の竣工を遅らせることになるのは間違いない。もっとも、大間原発の竣工予定は28年なので、そんなに再処理を早く竣工させる必要はないかも？

アクティブ試験で廃液を流したのが仇になって、容易に底上げ工事が出来ない可能性がある。どうあがいても、4,5年は再処理工場の竣工が延びる可能性がある。

第27回原告団総会の報告

原告団事務局長 山田清彦

10月9日（土）の13時から、新型コロナ対策という面もあり、Zoomによる総会を開催しました。

八戸の原告団事務局（8人）、弘前の佐原さん宅（4人）、青森の笹田さん宅（2人）に集まり、後は個々に参加していただき、総勢31名で開催することが出来ました。

皆様にお送りした議案書に沿って、昨年度の経過報告、会計報告、そして会計監査報告。その後、私たちの原告団の活動方針について少しは踏み込んだ話し合いができたと思います。

特に、ここ数年運営委員会は機能していませんでしたが、今回新たに運営委員を快諾していただき、役員体制も充実し、活動強化に繋げていくことが出来ると確信しています。

早速、11月21日（日）13:30～15:30に運営委員会を開催します。参加を宜しく願います。

総会では、浅石代表から六ヶ所核燃裁判の現状報告があり、「被告はただただ時間の引き延ばしている」など、裁判の問題点が報告されました。

参加者からは「若い人たちに浸透させるためにSNSの利用を」、「裁判の傍聴をしているが、その時疑問に思ったことなど、ニュースを見ると解りやすい」、「裁判後に、弁護士、傍聴者で情報を共有する時間がほしい。大間原発裁判では毎回報告交流会を開催しているので、ぜひ検討してほしい」などの意見が出されました。

裁判の早期結審にむけて訴訟活動を進めて行く方針を確認しました。

そのために

- ・運営委員会の再構築
- ・学習や教宣活動を強化していく
- ・原告団ニュースを「わかりやすく、原告団の動きがみえるような内容、原告（会員）、サポーターの皆さんの「声」を掲載するなど、読みやすいニュースの編集に努める。
- ・ホームページのリニューアル（オープン12月初旬予定）を進めている。
- ・核燃（再処理）に関する講座のYouTube配信やDVD作成の取り組みなどの活動が承認されました。

また、原告団役員についても、下記のとおりになりました。

原告団副代表を佐原若子さん、原告団事務局で長いこと事務を担当してきた下館さんを原告団事務局次長に就任してもらうことにしました。

Zoomでの総会でしたが、30名を超える参加者があり、有意義な総会を開催できたと思います。Zoomの設定など、最新テクニックに関しては、「へー」、「そうなんだ」と感心するだけで、詳しくは分からないことが沢山ありますが、皆で乗り越えていきましょう。

裁判の報告に関して、過去の経緯が分からないという意見もありました。

今後は、ホームページが刷新されて、過去のデータについてもかなり詳しい資料を載せるようにしていきます。特に浅石さんが裁判の状況を詳しく原告団ニュースに書いてくれます。それを振り返って読んでいただければ、「大体こんなことがあったのか」ということがご理解頂けると思っています。

代表	浅石 紘爾	八戸市
弁護団	浅石 紘爾	八戸市
	内藤 隆	東京都
	海渡 雄一	東京都
	伊東 良徳	東京都
	中野 宏典	山梨県
副代表	佐原 若子	弘前市
事務局長	山田 清彦	三沢市
事務局次長	下館 洋子	八戸市
事務局員	吉田 毅	十和田市
	小笠原 茂	八戸市
	笹田 隆志	青森市
	澤井 正子	東京都
会計	伊藤 和子	三沢市
会計監査	三笠 朋子	八戸市
運営委員	小畑 武人	青森市
	風晴 弘	青森市
	本間 義悦	青森市
	遠藤 順子	青森市
	佐伯 隆三	弘前市
	千葉 仁子	弘前市
	中畑 範彦	弘前市
	富岡 敏夫	八戸市
	斎藤 孝一	十和田市
	栗橋 伸夫	むつ市
	井上 年弘	東京都
	上澤 千尋	東京都
	池島美紀子	大阪府

会計報告は非公表とします。

六ヶ所核燃などを巡る動き

2021年

- 7 30 日本原燃：再処理工場の稼働へ向けた原子力規制委員会の工事認可審査で、申請対象となる設備約4万点の抽出作業が完了。
- 8 5 原告団：事務局会議を開催。
- 12 原告団：弁護団会議を開催。
- 17 東海再処理工場：廃止作業の一環として、約2年ぶりに高レベル廃液のガラス固化を再開。廃止作業の完了まで70年、少なくとも1兆円の費用を見込む。
- 19 原告団：事務局会議を開催。
- 27 日本原燃：再処理工場で4月に発生したボイラー水漏れに関し、工具でハンドルを締めすぎたことが原因と発表。
- 29 原告団：事務局会議を開催。
- 9 6 原告団：弁護団会議を開催。
- 13 日本原燃：高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの完工目標を、2021年度上期から1年延期し「22年度上期」とすることを決定し、原子力規制委員会に変更を届け出た。同施設は、追加の安全対策工事、使用前事業者検査などを終え、規制委の確認を得て「完工」となるが、新たに地下水排水設備の耐震補強工事が必要となり、完了までさらに時間を要すると判断した。
- 14 条例制定を求める県民の会：7月に青森県三村知事に提出した公開質問状に対する回答が知事の説明責任を果たしている回答となっていなかったため再質問を提出。
- 15 自民党総裁選に出馬する河野太郎行政改革担当相：政府が推進する核燃料サイクル政策の見直しに言及し、「六ヶ所村のように国策に協力してくれた立地自治体にもきちんと説明し、丁寧にその地域としっかり向き合う」と述べた。
- 18 原告団：弁護団会議を開催。
- 24 核燃裁判：「実効性のない六ヶ所再処理工場の避難計画」と題した準備書面を提出。
- 10 3 原告団：事務局会議を開催。
- 4 東海再処理工場：作業に伴って溶融炉の中に堆積する金属の量が想定を上回ったことが確認されたため、ガラス固化体を作る作業を中止。ガラス固化作業は3度目の停止で製造されたガラス固化体は13本。
- 5 岸田内閣の萩生田光一経産相：「核燃料サイクル」を巡り、「これまでの政府方針に沿って取り組みを進める」と述べ、サイクル政策の推進を継続する考えを示した。
- 4 原告団：弁護団会議を開催。
- 9 原告団：第27回総会を開催（Zoomで）。
- 12 原子力規制委員会：日本原燃との審査において、共通地盤の問題で、次回の会合でしっかりした資料が出ないと、即中止すると宣言。
- 22 第6次エネルギー基本計画：閣議決定される。核燃料サイクル政策について「関係自治体や国際社会の理解を得つつ、再処理やプルサーマルを推進する」と従来路線を踏襲。プルサーマルで使い終えた核燃料の処理の方向性も時期を明示する形で初めて示したが、展望が開けているとは言い難い。
- 24 原告団：事務局会議を開催。
- 28 日本原燃の増田尚宏社長：再処理工場の設工認の補正申請時期について、「当初予定していた10月から12月にずれ込む」との見通しを示した。
- 28 六ヶ所村と六ヶ所村議会：電気事業連合会に対し、プルサーマル発電の推進を求めた。
- 11 1 青森県原子力防災訓練：再処理工場の重大事故に備え訓練が行われた。青森県、六ヶ所村、民間など約30機関の約710人が参加。住民避難などの対応手順を確認した。
- 8 萩生田光一経産相：青森県庁で三村申吾知事と会談し、「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない」とする青森県と国の確約について、萩生田氏は「引き続き順守する」と強調。核燃料サイクル政策を堅持し、国が前面に立って国民への理解促進活動に努める方針を改めて示した。
- 9 原告団：弁護団会議を開催。

原告団ホームページ リニューアルオープン 12月1日

<https://lmangenkoku.org/>

お知らせ

読みやすく、分かりやすくを目標に再構築を図っています。

一部、未完成ですが、徐々に発信していきます。

裁判の動きはもちろん、核燃施設をめぐる動き、地元の情報なども発信します。皆様のご意見をお寄せください。

★核燃裁判 日時：2021年12月24日（金）14：00～
場所：青森地方裁判所

※裁判終了後 弁護士会館で交流会を開催予定

★原告団運営委員会 日時：11月21日（日）午後13：30
場所 原告団事務局（浅石法律事務所2階）
Z o o m会議で開催

カンパを戴いた方々です（敬称略）。ありがとうございました。

「個人情報保護のため、お名前の公表を控えます。」

後期会費納入のお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に、後期会費とまだ会費を納められていない方に振込用紙を同封致しました。何卒よろしくお願ひします。

編集後記

弘前へリンゴの収穫を手伝いに行くようになって数年、最初はりんごを落としては「あ・・・」と大きい声をあげ、枝に身体、頭をぶっつけては声をだし、それでも、脚立の上に登り、収穫していた。

今年はリンゴを落とすことはほとんどなく、脚立の置く場所も判断できるようになった。が、高いところが怖いと思うようになる。・・・こうして老いを感じていくのかと思う。

仕事はいろんなことを教えてくれる。特に農業は生きていくための知恵を与えてくれると思う。農家育ちの私は学生時代は手伝いが嫌だったが、大人になるとその中で得たことはどんなに役にたっていたか思い知る。とわ言え子どもや孫たちにその事を学ばせることが出来ないのが残念でならない。

でも、何らかの形で伝えていきたい。 伊藤和子

会員・サポーター募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

振込口座（ゆうちょ銀行）

（記号 02300 番号 037486）

口座番号：02300-9-37486

口座名：『核燃阻止原告団』

他行からの振込

店名（店番）：二三九（239）

預金種目：当座

口座番号：0037486

6000円（購読料共）

サポーター /年間3000円（購読料共）

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <https://lmangenkoku.org/>